

兵庫県公報

令和5年2月14日 火曜日 第387号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	1
○ 土地改良区の合併認可（農地整備課）	1
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	2
○ 姫路港港湾計画の変更（港湾課）	2
○ 景観形成重点区域の指定の案の縦覧（都市政策課）	3
○ 景観形成重点基準の案の縦覧（同）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	6

告 示

兵庫県告示第177号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成31年兵庫県告示第120号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和5年2月24日限りで消滅する。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

姫路市中部加入区

兵庫県告示第178号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和5年2月25日から発生する。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

姫路市中部加入区

兵庫県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次の土地改良区の合併を認可した。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 合併を認可した土地改良区
兵庫県揖保川岩浦土地改良区及び揖保南土地改良区
- 2 合併後存続し、定款を変更した土地改良区
兵庫県揖保川岩浦土地改良区
- 3 合併により解散した土地改良区
揖保南土地改良区

4 認可年月日
令和4年12月1日



兵庫県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和5年2月14日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 429号	丹波市青垣町中佐治字サコカイ1223番3から 同 市青垣町中佐治字榎峠2038番1まで	旧	3.0から 20.0まで	3,652.0	
	丹波市青垣町中佐治字サコカイ1223番3から 同 市青垣町中佐治字榎峠2038番1まで 丹波市青垣町中佐治字サコカイ1223番3から 同 市青垣町中佐治字宮ヶ谷2050番まで	新	3.0から 20.0まで 13.0から 51.0まで	3,652.0 1,315.0	予定地



兵庫県告示第181号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた姫路港港湾計画を次のとおり変更した。
令和5年2月14日

姫路港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

1 姫路港港湾計画の変更の概要

令和元年兵庫県告示第267号によりその概要を告示した姫路港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

- (1) 危険物取扱施設計画を次のとおり変更する。
危険物取扱施設

地区名	水深（メートル）	基数
広畑	5.5	1（2）

（備考）括弧は既定計画の施設数である。

- (2) 水域施設計画を次のとおり変更する。

ア 航路・泊地

地区名	水深（メートル）
網干沖	7.5

イ 泊地

地区名	水深（メートル）
広畑	5.5

(3) 土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	埠頭地	港湾 連用地	工業地	交通 機能用地	緑地	合計
中島	(18) 18	(11) 11	(210) 210	(7) 9	(5) 5	(251) 252

(備考) 括弧内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

(4) その他の計画

橋梁の桁下空間

橋梁名（仮称）	桁下空間
吉美大橋 (臨港道路 網干沖線)	中央部 幅170メートル 高さ N.H.H.W.L.+30メートル

(備考) N.H.H.W.L.は略最高高潮面であり、D.L.+1.80メートルとする。

2 変更後の港湾計画の縦覧場所

兵庫県土木部港湾課、中播磨県民センター姫路港管理事務所



兵庫県告示第182号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第20条の4第4項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成重点区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成重点区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 景観形成重点区域の名称

三木市三木城下町地区

2 景観形成重点区域に指定する土地の区域

三木市本町2丁目の一部

3 景観形成重点区域の指定の案の縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市政策課、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課及び三木市都市整備部都市政策課

4 縦覧期間

令和5年2月15日から同年3月1日まで



兵庫県告示第183号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第20条の5第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成重点基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成重点区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 景観形成重点区域の名称
三木市三木城下町地区
- 2 景観形成重点基準の案の縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市政策課、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課及び三木市都市整備部都市政策課
- 3 縦覧期間
令和5年2月15日から同年3月1日まで



兵庫県告示第184号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年2月14日から適用する。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

西宮中小企業労務協会 会長 掛水すみえ	西宮中小企業労務協会	西宮市段上町2丁目
------------------------	------------	-----------

」

を

「

西宮中小企業労務協会 会長 小林克昇	西宮中小企業労務協会	西宮市段上町2丁目
-----------------------	------------	-----------

」

に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン高砂
所在地 高砂市梅井五丁目57-14 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三井住友トラスト・パナソニック
住所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
代表者の氏名 西野敏哉
ファイナンス株式会社
- 3 変更事項
(i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 三井住友トラスト・パナソニック 東京都港区芝浦一丁目2番3号 神代 顕 彰
 ファイナンス株式会社

イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 三井住友トラスト・パナソニック 東京都港区芝浦一丁目2番3号 西野 敏 哉
 ファイナンス株式会社

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗 章 男
 株式会社西松屋チェーン 姫路市飾東町庄266番地1 大村 禎 史
 イオンバイク株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目4番地 岡内 祐一郎
 外3者

イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健 一
 有限会社三喜屋 高砂市神瓜1-14-40 中村 公 彦
 外3者

4 変更年月日

令和3年3月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年1月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年2月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年6月14日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 相生ショッピングタウン

所在地 相生市那波南本町8番8号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒 靖規
株式会社ダイヤアクセス	大阪市北区梅田三丁目4番5号	筒井 隆介
	毎日インテシオ	

外2者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒 靖規
外2者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒 靖規
株式会社ダイヤアクセス	大阪市北区梅田三丁目4番5号	筒井 隆介
	毎日インテシオ	

外2者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒 靖規
外3者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒 靖規
株式会社ダイヤアクセス	大阪市北区梅田三丁目4番5号	筒井 隆介
	毎日インテシオ	

外3者

4 変更年月日

令和4年6月7日

5 届出年月日

令和4年12月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年2月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年6月14日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和5年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町片山字西川原67番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市飾磨区野田町153番地
ヴェル・ハウジング株式会社 代表取締役 横山英人
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年8月30日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-11号(4たつの)